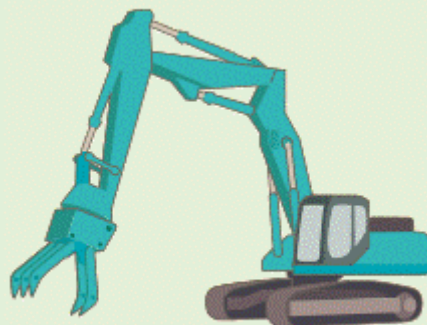


所有者の皆さまへ

空き家

の解体に 補助金が活用できます！



補助対象者

- ① 現存する空き家の所有者（相続人などを含む）で、町税の滞納がない人
- ② ①の人から空き家の解体・除去について、委任を受けた人

補助対象工事

町内に本店、営業所、事務所その他これに類似する施設を有し、家屋の解体および除去を行う資格を有する**業者**による空き家の解体等に係る経費

補助の条件

この補助金を活用して解体・除去した敷地については、土地の適正な管理および有効活用を図り、地域の環境保全に努めてください。

その他

補助金交付決定通知書を受ける前に解体等の工事に着手した場合は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

老朽危険空き家等除去事業補助金

上限50万円

補助対象経費
(消費税等を除く)の2分の1
(1,000円未満は切り捨て)

対象
空き家

管理されないまま放置され、倒壊等のおそれまたは道路、隣地等に危険を及ぼす可能性がある空き家で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとなります。

- ① 居住の用に供しない状態で概ね1年以上経過していること。
- ② 長洲町空き家等除去事業補助金交付要綱に定める不良度判定基準の評点の合計点数が100点以上であること。
- ③ 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ④ 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

※ 補助を受ける目的で家屋を故意に破損等させた場合は、対象となりません。

空き家等除去事業補助金

上限30万円

補助対象経費
(消費税等を除く)の2分の1
(1,000円未満は切り捨て)

対象
空き家

次に掲げる要件のいずれにも該当するものとなります。

- ① 居住の用に供しない状態で概ね1年以上経過していること。
- ② 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ③ 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。



※ 本補助金は、居住用として建てられた家屋の解体が対象です。倉庫、車庫、物置のみの解体は対象外となります。



お気軽にご相談ください！！

長洲町役場 まちづくり課 定住促進係

〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地
TEL: 0968-78-3219 FAX: 0968-78-1092

